

令和6年度



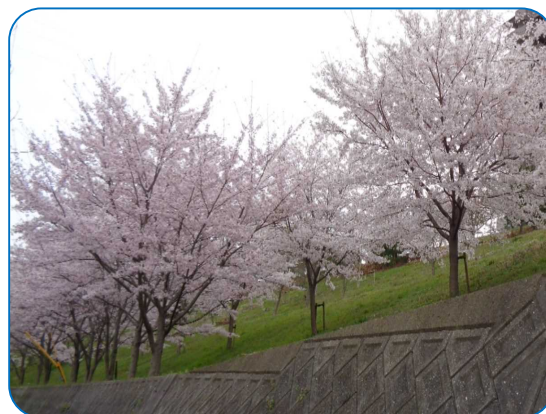
# 県民まちなみ緑化事業



～ 県民のみなさんが行う緑化活動を支援します！ ～



## 申請手続の手引 一般緑化



兵庫県

# 目次

1 手続の流れ .....	1
---------------	---

2 補助金交付申請書・添付書類の作成について .....	2
------------------------------	---

## 【記入例】

県民まちなみ緑化事業補助金交付申請書 .....	3
① 県民まちなみ緑化事業計画書 .....	4
② 実施箇所の位置図、現況写真 .....	5
③ 計画図、数量計算書 .....	6
④ 土地所有者等の使用承諾書兼維持管理協定書の写し .....	12
⑤ 業者からの見積書の写し .....	13
⑥ 債権者登録書 .....	22
⑦ 概算払理由書 .....	24
⑧ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書 .....	25
[参考] 表示板の例 .....	26

3 実績報告書の作成について .....	27
----------------------	----

## 【記入例】

県民まちなみ緑化事業実績報告書 .....	28
① 県民まちなみ緑化事業報告書 .....	29

4 補助金支払請求書の作成について .....	30
-------------------------	----

## 【記入例】

県民まちなみ緑化事業補助金支払請求書 .....	31
補助金受領に関する委任状 .....	32

5 問い合わせ先 .....	33
----------------	----

- 申請書類や添付書類は、この手引を確認の上、作成・記入してください。
- 事業の概要、補助条件、補助限度額等については、「令和6年度 募集案内」(別冊)をご覧ください。
- 「募集案内」や申請書類等は兵庫県のホームページからダウンロードできます。  
[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20\\_000000005.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html)

令和6年度 県民まちなみ緑化事業

検索



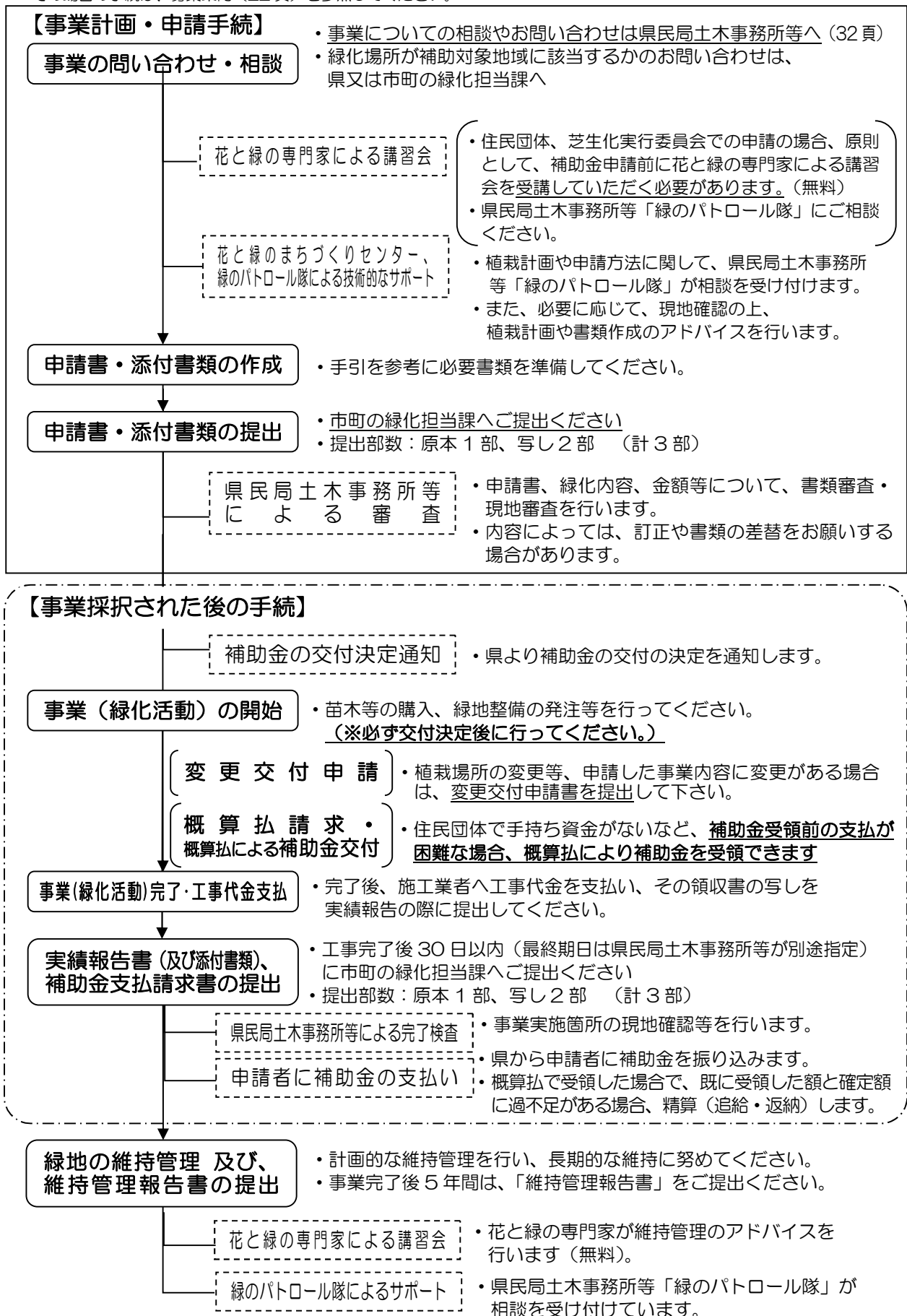
## 〈注意事項〉

申請内容によっては、交付申請前に「県民まちなみ緑化事業検討委員会」の事前審査を受ける必要がありますのでご注意ください。その場合の手続きについては、建築物の屋上緑化・壁面緑化と同様(募集案内 22 頁参照)になりますので、ご承知置きください。  
詳細については、担当課(34 頁問い合わせ先参照)にお問い合わせください。

# 1 手続の流れ

□ は、県民のみなさんが行う行為です。

※申請の前に「県民まちなみ緑化事業検討委員会」の事前審査が必要となる場合があります。  
その場合の手続は、募集案内（22 頁）を参照してください。



## 2 補助金交付申請書・添付書類の作成について

- 提出先 市町の緑化担当課(「募集案内」26頁をご覧ください。)
- 提出期間 令和6年4月1日(月)～11月29日(金)  
→先着順(募集期間内であっても、予算額を超えた時点で締め切ります。)
- 提出部数 原本1部、写し2部(計3部)
- 提出書類 下表の申請書及び添付書類をご提出ください。  
なお、場合によっては、追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

申請書提出前にチェックリストにより書類の不足や不備がないかご確認ください。

提出書類	留意事項	記入例
県民まちなみ緑化事業 補助金交付申請書(様式第1号の1)	<input type="checkbox"/> 書式は所定のものか <input type="checkbox"/> 記入もれはないか	3頁
① 県民まちなみ緑化事業 計画書(様式第1号の3)	<input type="checkbox"/> 書式は所定のものか <input type="checkbox"/> 記入もれはないか <input type="checkbox"/> 担当者の連絡先は、平日昼間に連絡のつくものか	4頁
② 実施箇所の位置図、現況写真	<input type="checkbox"/> 位置図は、実施箇所が分かるものか <input type="checkbox"/> 写真は、植栽予定箇所の全景、箇所別の現況が分かるものか ・ご不明な場合は、施工予定業者にご相談ください	5頁
③ 計画図、数量計算書	<input type="checkbox"/> 樹木や資材等の配置、種類、数量等が分かるものか <input type="checkbox"/> 緑化面積等の算出根拠が分かる内容か ・ご不明な場合は、施工予定業者にご相談ください	6,9,11 頁
④ 土地所有者等の使用承諾書兼 維持管理協定書の写し ※ 自己所有地で実施の場合等は不要	<input type="checkbox"/> 土地所有者等・申請者の押印はあるか (申請団体の構成員に、土地の使用権限のある者(土地の所有者、管理者など)が参画している場合は不要です)	12頁
⑤ 業者からの見積書の写し	<input type="checkbox"/> 経費の内訳の分かる書類を添付しているか <input type="checkbox"/> 緑化資材の種類や施工内容が分かる内容となっているか <input type="checkbox"/> 日付の記載はあるか ・ご不明な場合は、施工予定業者にご相談ください	13頁
⑥ 債権者登録書オンライン申請	<input type="checkbox"/> 記入もれはないか <input type="checkbox"/> 書類の添付漏れはないか	22頁
⑦ 概算払理由書(様式第1号の5) ※ 概算払を希望する場合のみ必要	<input type="checkbox"/> 書式は所定のものか <input type="checkbox"/> 概算払を希望する理由、時期の記載はあるか	24頁
⑧ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(指定様式)	<input type="checkbox"/> 書式は所定のものか <input type="checkbox"/> 記入もれはないか	25頁

- ◆申請書提出前に、「提出書類チェックリスト」により、書類の不足や不備がないか確認してください。
  - ◆「提出書類チェックリスト」及び書式が指定のもの(申請書、①、⑥、⑦、⑧)は、県ホームページよりダウンロードできます。
  - ◆また、任意様式のもの(④、⑤の内訳書)についても、参考例を県ホームページよりダウンロードできます。
- 【ホームページアドレス】 [http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20\\_000000005.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html)

令和6年度 県民まちなみ緑化事業

検索



# 県民まちなみ緑化事業補助金交付申請書

様式第1号の1（第8条関係）

市役所(町役場)へ  
提出する日付を記入

令和〇〇年 6月 1日

※事業実施箇所が神戸市内の場合は、「兵庫県知事」宛にしてください。

△△県民局長 様

(申請者)  
住 所 □□市〇〇町1-2-3  
団体等名称 〇〇町自治会  
代表者職氏名 会長 兵庫 太郎  
電 話 (〇〇〇) ××× - □□□□ 番  
電 子 メ ー ル □□□□@△△△.ne.jp

## 県民まちなみ緑化事業補助金交付申請書

県民まちなみ緑化事業による補助を受けたいので、県民まちなみ緑化事業実施要領第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

- |   |       |                       |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 補助の種別 | 一般緑化                  |
| 2 | 交付申請額 | 金1,601,000円           |
| 3 | 緑化の概要 | 別紙「県民まちなみ緑化事業計画書」のとおり |

#### (添付書類)

- ① 県民まちなみ緑化事業計画書（様式第1号の3）  
（都心緑化の場合、都心緑化計画を添付すること）
- ② 実施箇所の位置図、現況写真
- ③ 計画図、数量計算書
- ④ 土地・建築物所有者の使用承諾書兼維持管理協定書の写し  
（自己の所有に属しない土地又は建築物において事業を実施しようとする場合のみ必要）
- ⑤ 業者からの見積書の写し（1社。経費の内訳が分かる書類を添付してください。）
- ⑥ 債権者登録書（新規）（指定様式）
- ⑦ 概算払理由書（様式第1号の5）（補助金の概算払請求をする予定の場合のみ必要）
- ⑧ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（指定様式）

同一敷地で複数の補助の種別を実施する場合、その複数の種別をまとめて申請することもできます。  
その場合、交付申請額は合計額及び補助種別ごとの内訳を記入してください。  
また、数量計算書や見積書は補助種別ごとに内訳が確認できるものを添付してください。

添付書類① 県民まちなみ緑化事業計画書

様式第1号の3

県民まちなみ緑化事業計画書

1 申請団体(者)について

①住民団体②法人(課税事業者)③法人(免税事業者)  
④個人(課税事業者)⑤個人(免税事業者)より選択し記載してください。

申請者区分	住民団体			
申請者	郵便番号	〇〇〇-□□□□		
	住所	□□市〇〇町1-2-3		
	団体等名称	〇〇町自治会		
	代表者職氏名	会長 兵庫 太郎		
	電話番号	〇〇〇-×××-□□□□		
申請団体の概要 (住民団体のみ)	構成員数	50名		
	活動内容	町内の住環境整備のため、町内の公園花壇や樹木の世話を年間を通じて行っている。		
申請者の連絡先	郵便番号	〇〇〇-□□□□		
	住所	□□市〇〇町4-5-6		
	担当者名	神戸 次郎		
	電話番号	〇〇〇-△△△△-××××	携帯電話	□□□-××××-〇〇〇〇
	FAX番号	〇〇〇-△△△△-××××	メールアドレス	〇〇〇〇@×××.◇◇.ne.jp

2 緑化計画等について

実施箇所	所在地	□□市〇〇町4-5-6		
	名称・概要	□□市の所有地である〇〇池南側の広場		
	土地の所有者	□□市	実施箇所の所有者名、使用承諾及び維持管理の協定について記入ください。	
	土地の使用承諾維持管理協定	承諾済		
緑化の目的	〇〇池南側の広場に樹木を植えることで、緑があふれる地域の憩いの場を作り、様々な世代の交流を促進するため。			
緑化内容	植栽の場合 (樹木、多年草)	植樹予定本数	435本	
		(内訳: 高木 25本 中木 〇本)		
		プランター設置予定数	基	
	緑地予定面積	490 m <sup>2</sup>	(樹木)	490m <sup>2</sup>
芝生化の場合	芝生化予定面積 m <sup>2</sup>			
専門家講習会受講状況	受講済 5月16日			多年草を植栽する場合、この欄に面積を記入してください。
事業予定時期	令和〇〇年11月～令和〇〇年12月			

3 維持管理計画について

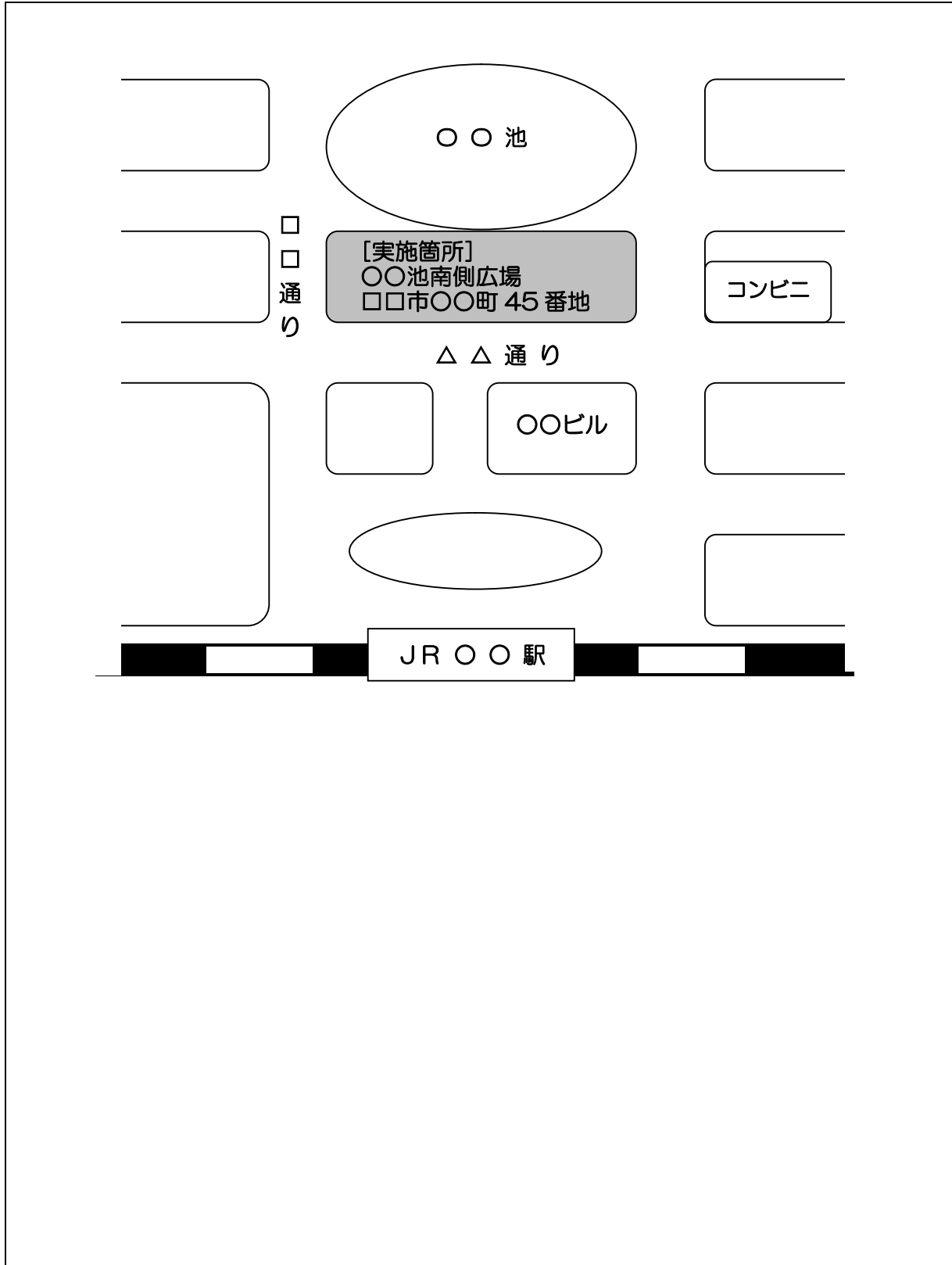
"業者への発注予定時期"～"工事完了予定時期"を記入してください。  
工事完了後、指定期日までに実績報告書を提出してください。

維持管理の体制	申請者による自主管理				
灌水設備(水道等)	有(実施箇所付近に散水栓あり)				
灌水頻度	夏季	3~4回/週		冬季	1回/週
	植栽の場合(樹木、多年草)		芝生化の場合		
その他維持管理項目	剪定	1~2回/年(3、11月頃)		養生	回/年(月頃)
	施肥	1回/年(2月頃)		刈り込み	回/年(月頃)
	除草	2~3回/年(月頃)		施肥	回/年(月頃)
	消毒 (病害虫駆除)	適宜回/年(月頃)		目土	回/年(月頃)
	その他	一回/年(月頃)		補植	回/年(月頃)
				除草	回/年(月頃)
			播種	回/年(月頃)	

## 添付書類② 実施箇所の位置図、現況写真

- 位置図は、住宅地図のコピーなど、実施箇所が分かる地図を提出してください。
- 現況写真は、植栽予定箇所の全景、箇所別の現況が分かるものを提出してください。

### 【位置図の例】



### 添付書類③ 計画図、数量計算書

- 計画図には、樹木等の配置、種類、数量等を図示してください。
- 工場立地法や環境の保全と創造に関する条例等により緑化義務がある場合で、義務づけられた緑化を超える部分について補助を受けようとするときは、義務緑地の箇所、面積も図示してください。
- 数量計算書には、緑化面積及び土壌改良材・肥料等の数量の算出根拠を記載してください。
- ご不明な場合は、施工予定業者にご相談ください。

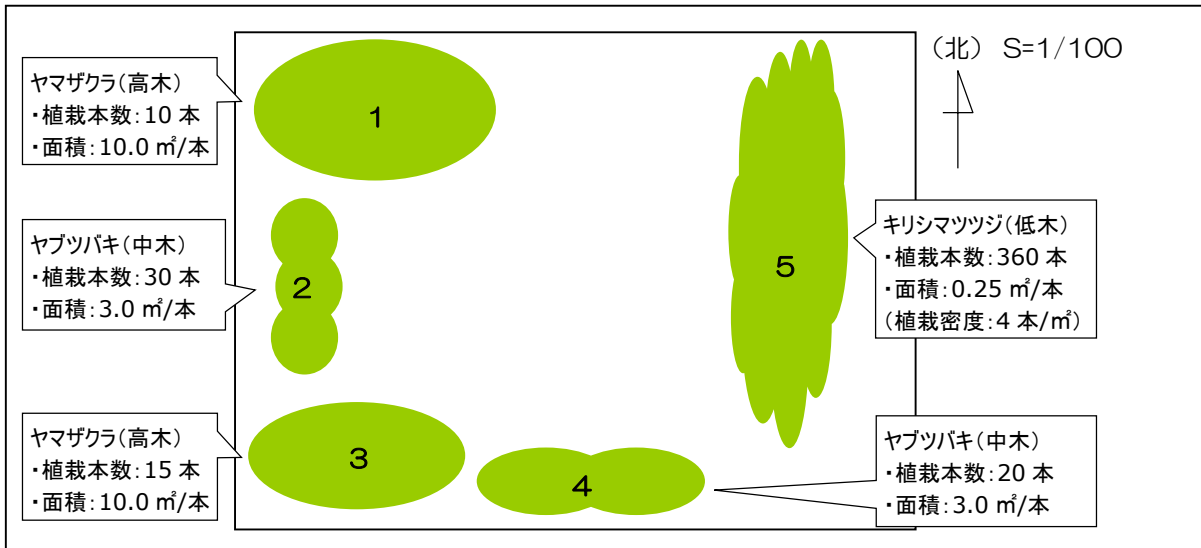
#### <緑化面積について>

- ・補助要件(最小規模面積・㎡限度額)を満たしているかを判断するために必要となります。
- ・緑化面積は、樹木等に被われている部分で、原則として、上から見た水平投影面積とします。
- ・下記の 1 又は 2 の方法を参考に算出してください。

#### 1. 「樹木 1 本あたりの面積 × 植栽本数」 により緑化面積を算出する場合

- 樹木 1 本あたりのおおよその水平投影面積に植栽本数を乗じて緑化面積を算出します。
- 単独で植栽する場合や既存の緑地に補植する場合の算定に適しています。
- ただし、高木を生垣や垣根に使用する場合など、植栽方法によっては適用できません。

#### (1) 計画図の作成例



- ・面積は原則として、整数 又は 小数点 1 位までで算出してください。
- ・端数は、切り捨てで処理してください(四捨五入ではありません。)
- ・ただし、算定上必要であれば、小数点 2 位以下を記載しても構いません。

#### (2) 数量計算書の作成例

##### ◆緑化面積の数量

箇所№	算定式	樹種	本数	備考
①	10.0 ㎡/本 × 10 本 = 100.0 ㎡	ヤマザクラ	10 本	高木
②	3.0 ㎡/本 × 30 本 = 90.0 ㎡	ヤブツバキ	30 本	中木
③	10.0 ㎡/本 × 15 本 = 150.0 ㎡	ヤマザクラ	15 本	高木
④	3.0 ㎡/本 × 20 本 = 60.0 ㎡	ヤブツバキ	20 本	中木
⑤	0.25 ㎡/本 × 360 本 = 90.0 ㎡	キリシマツツジ	360 本	低木
合計	490.0 ㎡	—	435 本	



◆ 土壌改良材・肥料等の数量

№	種別	算定式	数量	備考
⑥	バーク堆肥	ヤマザクラ: $9.8 \text{ ㍎/本} \times 25 \text{ 本} = 245.0 \text{ ㍎}$ ヤブツバキ: $4.8 \text{ ㍎/本} \times 50 \text{ 本} = 240.0 \text{ ㍎}$ キリシマツツジ: $90.0 \text{ m}^2 \times 0.3\text{m} \times 10\% = 2.7\text{m}^3$ $2.7\text{m}^3 = 2,700.0 \text{ ㍎}$	3185.0 ㍎	キリシマツツジ ・改良厚: 30cm ・改良材10%混合
⑦	パーライト (真珠岩系)	ヤマザクラ: $9.8 \text{ ㍎/本} \times 25 \text{ 本} = 245.0 \text{ ㍎}$ ヤブツバキ: $4.8 \text{ ㍎/本} \times 50 \text{ 本} = 240.0 \text{ ㍎}$ キリシマツツジ: $90.0 \text{ m}^2 \times 0.3\text{m} \times 10\% = 2.7\text{m}^3$ $2.7\text{m}^3 = 2,700.0 \text{ ㍎}$	3185.0 ㍎	ヒラドツツジ ・改良厚: 30cm ・改良材10%混合
⑧	真砂土	$90.0 \text{ m}^2 \times 0.1\text{m} = 9.0\text{m}^3$	9.0m <sup>3</sup>	

- 土壌改良材は、原則として、以下により算出してください。  
・高木の場合: 「1本あたりの必要数量」×「植樹本数」で算出  
・低木の場合: 土壌改良の必要な面積から算出
- 上記の数量は作成例です。現地の状況に応じた適正な数量で作成してください。

(3) 緑化面積の考え方・留意事項

- 緑化面積 = 樹木1本あたりの水平投影面積 × 植栽本数 で算出してください。
- 樹木1本あたりの水平投影面積は、植栽時でなく、近い将来の想定の枝張りの数値を用いてください。
- 樹木1本あたりの水平投影面積は、原則として、高木の場合: 10 m<sup>2</sup>、中木の場合: 3 m<sup>2</sup>、低木の場合: 0.25 m<sup>2</sup>を目安として、樹種に応じた数値により求めてください。(次頁参照)  
ただし、高木であっても、生垣や垣根に使用する場合、密に植えることが適切な低木(細身、規格が小さいなど)を植栽する場合などは、この目安どおりとならない場合があります。
- 高木、中木、低木の別は、次頁の一覧表を参考にしてください。  
また、植栽する樹種がこの一覧表にない場合でも、原則、補助の対象となります。高・中・低木の区分や1本あたりの面積がご不明の場合は、県担当課(P33参照)にご相談ください。
- 審査の結果、樹木1本あたりの水平投影面積の数値や土壌改良材・肥料等の数値に疑義がある場合は、理由の確認、数値の訂正を求める場合があります。

不適切なケース

ア 敷地面積<緑化面積 となる場合

例) 100 m<sup>2</sup>の敷地に、高木を15本植栽する場合に、緑化面積を  $10 \text{ m}^2/\text{本} \times 15 \text{ 本} = 150 \text{ m}^2$  と算出している場合があります。

- しかし、建物に囲まれているなど面積が限られた敷地では、緑化面積が敷地面積を超えることは通常あり得ませんので、この場合、樹木1本あたりの面積を樹種に応じた適切な数値で計算してください。
- ただし、植栽が重なっている箇所は、緑化面積をそれぞれ計上できますので、敷地面積を超える場合があります。

イ 高木で生垣を設置する場合

例) 高木を使用した生垣を設置する場合に、緑化面積を  $10 \text{ m}^2/\text{本} \times \text{〇本}$  で算出している場合があります。しかし、通常、生垣は2~3本/mで植え付けますので、この方法では、緑化面積が過大となります。生垣の場合、延長×幅(剪定幅)を緑化面積とします。

(参考) 樹木一覽(高木・中木・低木別)

この一覽表は、高・中・低木の区分を例示するため、一般的な樹種を抜粋し、掲載しています。よって、以下に掲載のない樹種であっても、原則として補助の対象となります。

(例:オリーブ、バラ、ジュンベリー、タラヨウ、ソテツなど)。

ご不明なことは県担当課(33頁参照)にご相談下さい。

高木【原則10m <sup>2</sup> 】		低木【原則0.25m <sup>2</sup> 】		中木【原則3m <sup>2</sup> 】
樹種名	樹種名	樹種名	樹種名	樹種名
アカシア類※	スダジイ	アオキ	ハコネウツギ	ウメモドキ
アカシデ	ソメイヨシノ	アキグミ	ハナズオウ	オオゴンコノテ
アカマツ	ソヨゴ	アジサイ	ハマナス	オトメツバキ
アキニレ	タブノキ	アセビ	ハマヒサカキ	カクレミノ
アベマキ	ツブラジイ	アベリア	ヒサカキ	キンモクセイ
アラカシ	ドイツトウヒ	イヌツゲ	ヒバ <sup>リカカリナム</sup>	ゲッケイジュ
イスノキ	トウカエデ	ウツギ	ヒバ <sup>リカヒデコート</sup>	コウオトメツバキ
イタヤカエデ	トチノキ	エニシダ	ヒュウガミズキ	サザンカ
イチイ	ナツツバキ	オオムラサキツツジ	ヒラドツツジ	サンゴジュ
イチョウ	ニオイヒバ	オタフクナンテン	フヨウ	サンシュユ
イトヒバ	ニッコウヒバ	ガクアジサイ	ベニカナメモチ	チャボヒバ
イヌシデ	ネムノキ	カシワバアジサイ	ベニバナシャリンバイ	トキワマンサク
イヌマキ	ノムラモミジ	ガマズミ	ボケ	ネズミモチ
イロハモミジ	ハクウンボク	カルミア	ボックスウッド	ハナカイドウ
ウバメガシ	ハクモクレン	カンツバキ	マサキ	ハマビワ
ウメ	ハナノキ	キャラボク	マメツゲ	ハマボウ
ウラジロガシ	ハナミズキ	キョウチクトウ	マルバシャリンバイ	ヒイラギ
ウラジロモミ	ヒトツバタゴ	キリシマツツジ	マンリョウ	ヒイラギモクセイ
エゴノキ	ヒノキ	キンシバイ	ミツバツツジ	マユミ
エノキ	ヒマラヤスギ	キンメツゲ	ミツマタ	マンサク
エンジュ	ヒメシャラ	クサツゲ	ヤエクチナシ	ムクゲ
オオシマザクラ	ヒメユズリハ	クチナシ	ヤマツツジ	ヤブツバキ
カイヅカイブキ	フサアカシア	クルマメツツジ	ヤマハギ※	ヤブニッケイ
カシワ	ブラタナス	コクチナシ	ヤマブキ	ライラック
カツラ	ホオノキ	コデマリ	ユキヤナギ	ラカンマキ
カリン	ホソバタイサンボク	コムラサキシキブ	リュウキュウツツジ	ロウバイ
カンヒザクラ	ポプラ	サツキツツジ	レンギョウ	
クスノキ	ホルトノキ	シモツケ	レンゲツツジ	
クヌギ	マテバシイ	シャリンバイ		
クロガネモチ	ムクノキ	ジンチョウゲ		
クロマツ	メタセコイア	セイヨウアジサイ		
ケヤキ	モチノキ	セイヨウイワナンテン		
コウヤマキ	モッコク	セイヨウシャクナゲ		
コナラ	モミジバフウ	セイヨウベニカナメモチ		
コブシ	ヤマザクラ	センリョウ		
サトザクラ	ヤマハンノキ※	タニウツギ		
サルスベリ	ヤマボウシ	ドウダンツツジ		
サワラ	ヤマモモ	トサミズキ		
シダレザクラ	ユーカリ類	トベラ		
シダレヤナギ	ユズリハ	ナワシログミ		
シマトネリコ	ユリノキ	ナンテン		
シモクレン	ラクウショウ	ニシキギ		
シラカシ		ネコヤナギ		
シロダモ		ハイビャクシン		
スギ		ハクチョウゲ		

県民まちなみ緑化事業では、生物多様性に配慮したものとし、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成17年6月施行)で指定された「特定外来生物」、「要注意外来生物」及び「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)(2010)」で指定された種についてはこれを採用しないものとします。

具体種は、ヒイラギナンテン、ピラカンサ類(タチバナモドキ、トキワサンザシ、カザンデマリなど)、プリペット(セイヨウイボタ、ヨウシュイボタ)、ナンキンハゼ、ニセアカシア(ハリエンジュ)、トウネズミモチ、シンジュ(ニワウルシ)、ブッドレア(フサフジウツギ)、ヤシヤブシ(オオバヤシヤブシ、ヒメヤシヤブシ)等です。

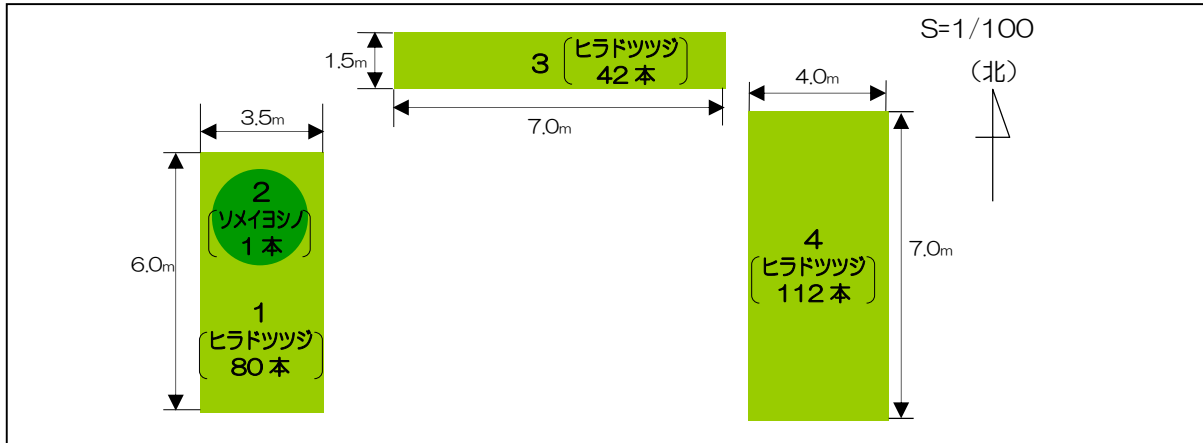
なお、樹種名の後に※印のある「アカシア類」はモリシマアカシアは対象外とします。

また、「ヤマハンノキ」、「ヤマハギ」については県外産、国外産を対象外とし、県内産のみを対象とします。

## 2. 「敷地面積」等により緑化面積を算出する場合

- この方法は、敷地や植栽基盤の水平投影面積を緑化面積として算出する方法です。
- まとまった更地や花壇に植栽する場合の算定に適しています。

### (1) 計画図の作成例



### (2) 数量計算書の作成例

#### ◆緑化面積の数量

・面積は原則として、整数 又は 小数点 1 位までで算出してください。  
 ・端数は、切り捨てで処理してください(四捨五入ではありません。)  
 ・ただし、算定上必要であれば、小数点 2 位以下を記載しても構いません。

箇所№	算定式	樹種	本数	備考
①	$6.0\text{m} \times 3.5\text{m} = 21.0\text{m}^2$ $21.0\text{m}^2 - 1.0\text{m}^2 = 20.0\text{m}^2$ (高木②の根鉢分を控除)	ヒラドツツジ	80 本	低木
②	$10.0\text{m}^2 \times 1\text{本} = 10.0\text{m}^2$ (うち重複分 $9.0\text{m}^2$ )	ソメイヨシノ	1 本	高木
③	$1.5\text{m} \times 7.0\text{m} = 10.5\text{m}^2$	ヒラドツツジ	42 本	低木
④	$7.0\text{m} \times 4.0\text{m} = 28.0\text{m}^2$	ヒラドツツジ	112 本	低木
合計	$68.5\text{m}^2$ (うち重複分 $9.0\text{m}^2$ )		235 本	

- 1、2 のように低木の植栽帯の中に高木を植樹する場合など、樹木が重なって植栽されている場合、それぞれの緑化面積を計上して構いません。
- 根鉢の控除面積は植栽面積の1割を基準として計算してください。

#### ◆土壌改良材・肥料等の数量

№	種別	算定式	数量	備考
⑤	バーク堆肥	$(68.5\text{m}^2 - 9.0\text{m}^2) \times 0.3\text{m} \times 10\% = 1.785\text{m}^3$ $1.785\text{m}^3 = 1,785.0\text{kg}$	1,785.0 kg	改良厚: 30cm 改良材 10% 混合
⑥	パーライト (真珠岩系)	$(68.5\text{m}^2 - 9.0\text{m}^2) \times 0.3\text{m} \times 10\% = 1.785\text{m}^3$ $1.785\text{m}^3 = 1,785.0\text{kg}$	1,785.0 kg	改良厚: 30cm 改良材 10% 混合
⑦	真砂土	$(68.5\text{m}^2 - 9.0\text{m}^2) \times 0.1\text{m} = 5.95\text{m}^3$	$5.9\text{m}^3$	

- 樹木の重なり部分を重複して緑化面積に計上している場合、重複分を控除して計算します。
- 土壌改良材は、原則として以下により算出してください。
  - ・高木の場合: 「1 本あたりの必要数量」 × 「植樹本数」で算出
  - ・低木の場合: 土壌改良の必要な面積から算出
- 上記の数量は作成例です。現地の状況に応じた適正な数量で作成してください。

### (3) 緑化面積の考え方・留意事項

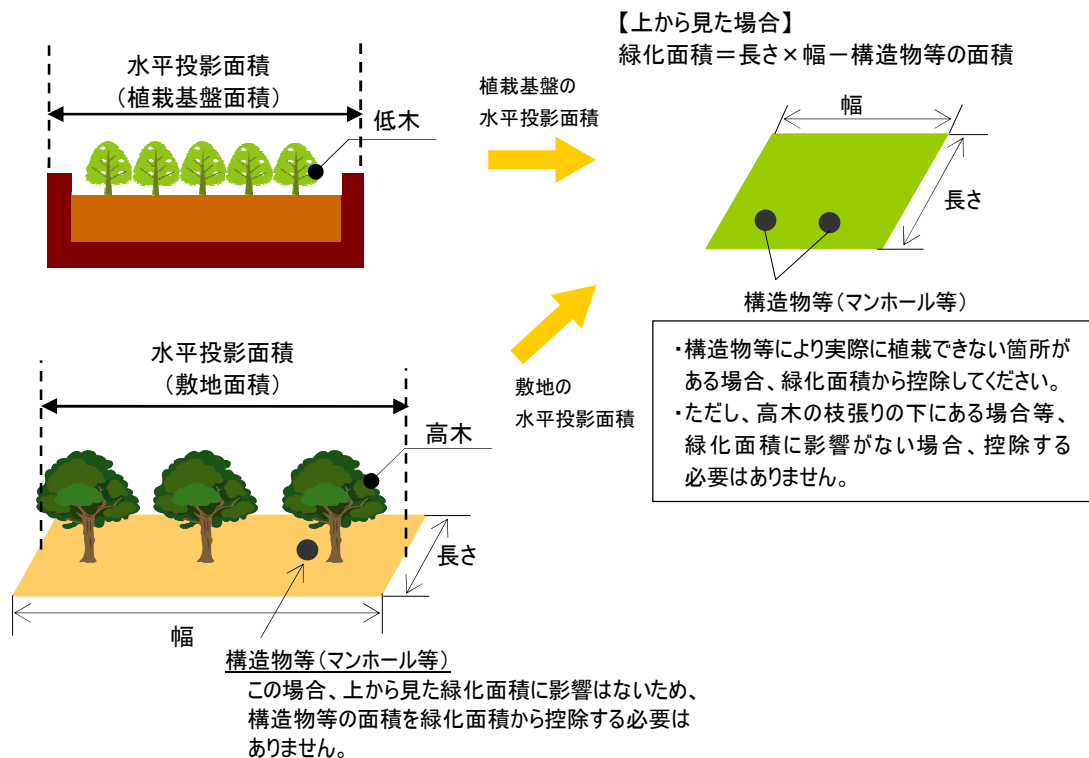
- 緑化面積 = 敷地 又は 植栽基盤等の水平投影面積 [長さ×幅] で算出してください。  
また、植樹と併せて芝生等地被植物の植栽を行った場合、芝生等の箇所の面積もこの方法で算出してください。
- 敷地面積や植栽基盤面積で算出できるのは、植栽完了時に適切な配置で密に植栽されている場合です。
- 敷地等に構造物等がある場合、原則として、緑化面積からその面積を控除してください。
- 樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合は、植栽基盤外の樹冠の水平投影面積も緑化面積に算入することができます。  
例) 植樹枠に高木を植栽する場合で、樹木の水平投影面積が植樹枠の面積を超える場合 等
- 審査の結果、緑化面積の数値や土壌改良材・肥料等の数値に疑義がある場合は、求積図の提出や数値の訂正を求める場合があります。

#### 不適切なケース

##### ア 適切な植栽密度でない場合

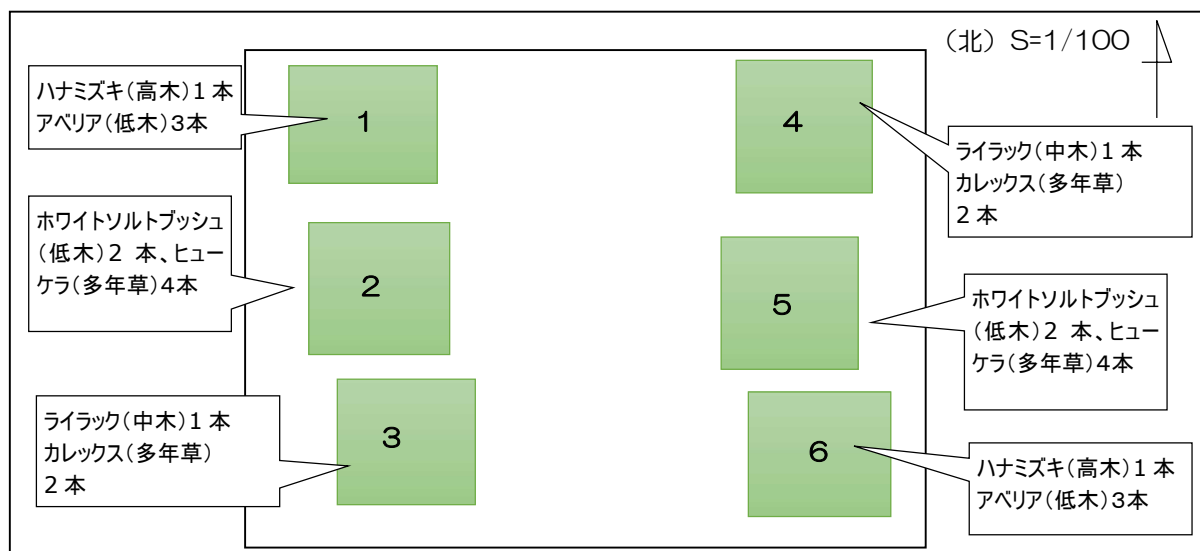
例) 100 m<sup>2</sup>の敷地に、低木を50本植栽し、緑化面積を100 m<sup>2</sup>としている場合があります。

- しかし、この場合の植栽密度は、2 m<sup>2</sup>に1本となり、適切なものとは言えません。したがって、緑化面積を100 m<sup>2</sup>とすることはできません。
- また、これとは逆に、植栽不可能なほどの植栽本数を計上しているケースもあります。
- このような場合、植栽本数、緑化面積の訂正を求める場合がありますのでご注意ください。



### 3. プランター緑化の場合

#### (1) 計画図の作成例



#### (2) 数量計算書の作成例

##### ◆プランターの数量

箇所N°	樹種	本数	備考
①	ハナミズキ	1本	高木
	アベリア	3本	低木
②	ホワイトソルトブッシュ	2本	低木
	ヒューケラ	4本	多年草
③	ライラック	1本	中木
	カレックス	2本	多年草
④	ライラック	1本	中木
	カレックス	2本	多年草
⑤	ホワイトソルトブッシュ	2本	低木
	ヒューケラ	4本	多年草
⑥	ハナミズキ	1本	高木
	アベリア	3本	低木
合計	6基	26本	—

##### ◆培養土・肥料等の数量

N°	種別	算定式	数量	備考
⑦	培養土	132 ㎖/基 × 6 基 = 792 ㎖	792 ㎖	
⑧	肥料	250g/基 × 6 基 = 1500.0g	1500.0g	
⑨	鉢底石	18 ㎖/基 × 6 基 = 108 ㎖	108 ㎖	

○ 上記の数量は作成例です。現地の状況に応じた適正な数量で作成してください。

## 添付書類④ 土地所有者等の使用承諾書兼維持管理協定書の写し

- 自己所有地で実施の場合は不要です。

自己所有地でない場合でも、土地所有者が申請団体の構成員である場合や申請者が土地所有者と賃貸借契約を締結している場合など、申請者(団体)が、実質的に事業実施箇所の使用権限がある場合は不要です。

- 自己所有地でない土地で、県民まちなみ緑化事業を実施する場合、土地所有者又は管理者の承諾を得た上で、緑地の維持管理に関する役割分担を明確にするため、維持管理に関する協定を締結し、その写しを提出してください。
- 維持管理協定書の様式は任意とします。以下の例を参考に作成してください。

【作成例】(参考例を県ホームページよりダウンロードできます。2頁参照)

### 県民まちなみ緑化事業に係る土地使用承諾書兼維持管理協定書

〇〇町自治会と□□市とは、県民まちなみ緑化事業実施要領第20条第3項の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

補助事業者  
(土地の使用者) 記 土地所有者  
又は管理者

#### 1 使用する土地

- (1) 所在地 □□市〇〇町45番地  
 (2) 現況・地積・使用面積 〇〇池南側広場(別添図面参照)  
 (3) 土地所有者 □□市

添付書類「計画図、数量計算書」を指します。

#### 2 補助事業者(土地の使用者)

- (1) 住所 □□市〇〇町1-2-3  
 (2) 団体等名称 〇〇町自治会  
 (3) 代表者氏名 会長 兵庫 太郎

#### 3 合意事項

□□市は、上記の土地を、補助事業者が県民まちなみ緑化事業実施のために使用することを承諾する。

また、同事業により整備した緑地の維持管理については、双方が協力して実施することとする。

なお、本書に定めのない事項、又は本協定について疑義を生じた事項については、両者協議の上、定めるものとする。

令和〇〇年5月20日

土地所有者

住所 □□市△△町1丁目1-1  
 氏名 □□市長 ☆☆ ◇◇ □□市長之印 印

補助事業者(土地の使用者)

住所 □□市〇〇町1-2-3  
 氏名 〇〇町自治会  
 会長 兵庫 太郎 兵庫 印

## 添付書類⑤ 業者からの見積書の写し

- 業者から徴収した見積書の写しを提出してください。
- 見積書には、数量、単価等の経費の内訳が分かる書類を添付してください(14～21 頁参照)。
- 内訳書の様式は任意としますが、14、16、18、20 頁の内容が記載されているものとしてください。  
この様式は県ホームページよりダウンロードできますので、ご活用ください(2 頁参照)。

### 1. 表紙の作成例

- ・見積業者が使用の様式でご提出ください。

<b>御 見 積 書</b>	
申請者(団体)あての見積書が必要です。	
〇〇町自治会 会長 兵庫 太郎 様	
金額が訂正されているものは無効です。	
見積金額	¥1,631,649-
工 事 名	〇〇池南側広場緑化工事
工 事 場 所	〇〇池南側広場
工 期	令和〇〇年11月15日～令和〇〇年12月15日
見積有効期限	令和〇〇年12月末日まで
上記のとおりお見積もり申し上げます。	
令和〇〇年5月15日	
補助金交付申請日より 以前の日付となります。	〇〇市△△町1000 株式会社 △△造園 代表取締役 〇〇 □□
	△△造園 代表 者之印

## 2-1. 内訳書の作成例（住民団体が公共用地で実施の場合）

- 住民団体が公共用地で実施する場合の作成例です。
- 下記は作成例ですので、項目、単価はこのとおりでなくて構いません。
- 個人・法人等が実施の場合と補助対象・補助率などが異なりますので、ご注意ください。

**※以下の単価は参考です。**

住 民 団 体 用

県民まちなみ緑化事業補助金交付申請に係る見積内訳書（標準様式）

A 項目・名称	B 数量	単 位	単 価	C 金額	D		E 備 考
					補助対象	補助対象外	
ヤマザクラ (H=2.5 C=0.1 W=0.7)	25.0	本	4,800	120,000	120,000		
ヤブツバキ (H=1.5 W=0.4)	50.0	本	4,300	215,000	215,000		
クリシマツツジ (H=0.5 W=0.4)	360.0	本	875	315,000	315,000		
土壌改良材 (パーク堆肥)	3,185.0	kg	10	31,850	31,850		数量計算書⑥
土壌改良材 (真珠岩系)	3,185.0	kg	13	41,405	41,405		数量計算書⑦
真砂土	9.0	m <sup>3</sup>	5,000	45,000	45,000		数量計算書⑧
灌水ホース	1.0	個	4,000	4,000	4,000		30m×1個
表土鋤取 t=10cm	9.0	m <sup>3</sup>	400	3,600	3,600		90.0m <sup>2</sup> ×0.10m=9.0m <sup>3</sup>
残土処分費（投棄料）	9.0	m <sup>3</sup>	2,000	18,000	18,000		
残土運搬費 (4tダンプ)	9.0	m <sup>3</sup>	1,300	11,700	11,700		運搬距離：片道5km
掘削 t=20cm	18.0	m <sup>3</sup>	1,700	30,600	30,600		90.0m <sup>2</sup> ×0.20m=18.0m <sup>3</sup>
真砂土敷均し t=10cm	9.0	m <sup>3</sup>	300	2,700	2,700		
改良材混合 t=30cm	27.0	m <sup>3</sup>	1,400	37,800	37,800		90.0m <sup>2</sup> ×0.30m=27.0m <sup>3</sup>
植栽工（ヤマザクラ）	25.0	本	4,300	107,500	107,500		
植栽工（ヤブツバキ）	50.0	本	1,300	65,000	65,000		
支柱設置工 (二脚鳥居支柱)	25.0	基	3,300	82,500	82,500		
支柱設置工 (一本支柱)	50.0	基	900	45,000	45,000		
F 表示板	1.0	式	10,000	10,000	10,000		
植栽工 (クリシマツツジ)	360.0	本					申請団体が実施
計	①			1,186,655	1,186,655		
G 諸 経 費	②			296,663	296,663		
小 計	③=①+②			1,483,318	1,483,318		
H 消 費 税	④=③*0.1			148,331	148,331		
合 計	⑤=③+④			1,631,649	1,631,649		
I 補助金交付申請額	⑥=⑤(千円未満切り捨て)			—	1,631,000	—	

低木植栽を申請団体が実施せず、造園業者等が施工する場合、補助対象外の欄にその経費を記載してください。



【作成上の留意事項】

	項目	留意事項
A	項目・名称	<input type="checkbox"/> 植物や土壌改良材等の種類、名称が記載されているか <input type="checkbox"/> 施工費については、施工内容が分かるような具体的な記載となっているか
B	数量	<input type="checkbox"/> 数量は、原則として、 <u>整数又は小数点 1 位までの記載</u> としているか (端数は、切り捨てで処理してください。)
C	金額	<input type="checkbox"/> 金額に、小数点以下の端数が出る場合、切り捨てているか
D	補助対象・補助対象外	<input type="checkbox"/> 各経費を補助対象経費と補助対象外経費に分けているか (補助対象経費については、募集案内 7～10 頁で確認してください。) <input type="checkbox"/> 補助対象外経費も記載しているか
E	備考	<input type="checkbox"/> <u>用品類については、商品名・型番等を記入</u> しているか <input type="checkbox"/> 土壌改良材、工事等の数量の算出根拠を記入しているか
F	表示板	<input type="checkbox"/> <u>県民緑税を利用した事業である旨を表示する表示板の経費</u> を記入しているか <input type="checkbox"/> 1 万円(消費税抜き)以下であるか
G	諸経費	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る諸経費のみを補助対象としているか (造園業者等に工事施工を発注する場合に限ります。)
H	消費税	<input type="checkbox"/> 消費税は小数点以下の端数を切り捨てているか (切り捨てによる端数調整は、補助対象外経費で行ってください。) <input type="checkbox"/> <u>申請者が消費税の課税事業者である場合、補助対象外経費</u> としているか
I	補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> 千円未満の端数は切り捨てているか <input type="checkbox"/> <u>補助金交付申請額が補助限度額以内であるか</u> <u>(10,000 円/㎡×緑化面積(㎡) ※限度額 400 万円)</u>
—	その他	<input type="checkbox"/> <u>灌水用ホース等の用品や土壌改良材はカタログの写し等を添付</u> しているか (参考資料として提出してください。)

参考

- 内訳書作成例に記載の項目以外でも以下のような経費が補助対象となる場合があります。
  - 詳細は、県担当課までお問い合わせください(33 頁参照)。
- 例)・プランター (概ね 100 リットル以上のものに限る。) ※「募集案内」9 項参照
- ・埋設型スプリンクラー、タイマー
  - ・樹木のネームプレート
  - ・水道設備 (散水のために新たに必要となる水道管敷設や貯水槽等を含む。)

## 2-2. 内訳書の作成例（個人・法人等が実施の場合）

- 個人・法人等が実施する場合や住民団体が公共用地以外で実施する場合の作成例です。
- 下記は作成例ですので、項目、単価はこのとおりでなくて構いません。
- 住民団体が公共用地で実施する場合と補助率などが異なりますので、ご注意ください。

※以下の単価は参考です。

個人・法人等用

県民まちなみ緑化事業補助金交付申請に係る見積内訳書（標準様式）

④ 項目・名称	⑤ 数量	単位	単価	⑥ 金額	⑦		⑧ 備考
					補助対象	補助対象外	
ヤマザクラ (H=2.5 C=0.1 W=0.7)	25.0	本	4,800	120,000	120,000		
ヤブツバキ (H=1.5 W=0.4)	50.0	本	4,300	215,000	215,000		
キシマツツジ (H=0.5 W=0.4)	360.0	本	875	315,000	315,000		
土壌改良材 (パーク堆肥)	3,185.0	kg	10	31,850	31,850		数量計算書⑥
土壌改良材 (真珠岩系)	3,185.0	kg	13	41,405	41,405		数量計算書⑦
真砂土	9.0	m <sup>3</sup>	5,000	45,000	45,000		数量計算書⑧
灌水ホース	1.0	個	4,000	4,000	4,000		30m×1個
表土鋤取 t=10cm	9.0	m <sup>3</sup>	400	3,600	3,600		90.0m <sup>2</sup> ×0.10m=9.0m <sup>3</sup>
残土処分費（投棄料）	9.0	m <sup>3</sup>	2,000	18,000	18,000		
残土運搬費（4tダンプ）	9.0	m <sup>3</sup>	1,300	11,700	11,700		運搬距離：片道5km
掘削 t=20cm	18.0	m <sup>3</sup>	1,700	30,600	30,600		90.0m <sup>2</sup> ×0.20m=18.0m <sup>3</sup>
真砂土敷均し t=10cm	9.0	m <sup>3</sup>	300	2,700	2,700		
改良材混合 t=30cm	27.0	m <sup>3</sup>	1,400	37,800	37,800		90.0m <sup>2</sup> ×0.30m=27.0m <sup>3</sup>
植栽工（ヤマザクラ）	25.0	本	4,300	107,500	107,500		
植栽工（ヤブツバキ）	50.0	本	1,300	65,000	65,000		
植栽工（キシマツツジ）	360.0	本	200	72,000	72,000		
支柱設置工（二脚鳥居支柱）	25.0	基	3,300	82,500	82,500		
支柱設置工（一本支柱）	50.0	基	900	45,000	45,000		
⑨表示板	1.0	式	10,000	10,000	10,000		
計	①			1,258,655	1,258,655		
⑩ 諸経費	②			314,663	314,663		
小計	③=①+②			1,573,318	1,573,318		
⑪ 消費税	④=③×0.1			157,331	157,331		
合計	⑤=③+④			1,730,649	1,730,649		見積書の表紙の額と合致します。
⑫ 補助対象計	⑥			1,573,318	1,573,000		消費税が補助対象の場合：⑤ 消費税が補助対象外の場合：③
⑬ 補助金交付申請額	⑦=⑥/2(千円未満切り捨て)			786,000	786,000		

【作成上の留意事項】

No	項目	留意事項
A	項目・名称	<input type="checkbox"/> 緑地整備にかかるすべての項目について記載されているか <input type="checkbox"/> 植物や土壌改良材等の種類、名称が記載されているか <input type="checkbox"/> 施工費については、施工内容が分かるような具体的な記載となっているか
B	数 量	<input type="checkbox"/> 数量は、原則として、整数又は小数点 1 位までの記載としているか (端数は、切り捨てで処理してください。)
C	金 額	<input type="checkbox"/> 金額に、小数点以下の端数が出る場合、切り捨てているか
D	補助対象・ 補助対象外	<input type="checkbox"/> 各経費を補助対象経費と補助対象外経費に分けているか (補助対象経費については、募集案内 7～10 頁で確認してください。) <input type="checkbox"/> 補助対象外経費も記載しているか
E	備 考	<input type="checkbox"/> 用品類については、商品名・型番等を記入しているか <input type="checkbox"/> 土壌改良材、工事等の数量の算出根拠を記入しているか
F	表 示 板	<input type="checkbox"/> 県民緑税を利用した事業である旨を表示する表示板の経費を記入しているか <input type="checkbox"/> 1 万円(消費税抜き)以下であるか
G	諸 経 費	<input type="checkbox"/> 自主施工の場合に計上していないか (造園業者等に工事施工を発注する場合に限り計上できます。)
H	消 費 税	<input type="checkbox"/> 消費税は小数点以下の端数を切り捨てているか
I	補助対象計	<input type="checkbox"/> 申請者が消費税の課税事業者の場合、③と同額となっているか <input type="checkbox"/> 申請者が消費税の課税事業者でない場合、⑤と同額となっているか
J	補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> ⑥×1/2 の金額とし、千円未満の端数は切り捨てているか <input type="checkbox"/> 補助金交付申請額が補助限度額以内であるか <u>(6,400 円/㎡×緑化面積(㎡) ※限度額:250 万円)</u>

参 考

- 内訳書作成例に記載の項目以外でも以下のような経費が補助対象となる場合があります。
  - 詳細は、県担当課までお問い合わせください(33 頁参照)。
- 例)・プランター (概ね 100 リットル以上のものに限る。) ※「募集案内」9 項参照
- ・埋設型スプリンクラー、タイマー
  - ・樹木のネームプレート
  - ・水道設備 (散水のために新たに必要となる新たな水道管敷設や貯水槽等を含む。)

### 2-3. 内訳書の作成例（住民団体が公共用地でプランター緑化を実施の場合）

- 住民団体が公共用地で実施する場合の作成例です。
- 植栽場所については、原則としてアスファルト舗装等のため地植えが困難であり、公共用地及びそれと一体となって利用できる場所とします。
- 下記は作成例ですので、項目、単価はこのとおりでなくて構いません。
- 個人・法人等が実施の場合と補助対象・補助率などが異なりますので、ご注意ください。

**※以下の単価は参考です。**

住 民 団 体 用

県民まちなみ緑化事業補助金交付申請に係る見積内訳書（標準様式）

① 項目・名称	② 数量	単 位	単 価	③ 金額	④		⑤ 備 考
					補助対象	補助対象外	
コンクリート製プランター	6.0	基	49,400	296,400	296,400		W1200×D400×H420 169ℓ
培養土	792.0	ℓ	25	19,800	19,800		132ℓ/基
鉢底石	108.0	ℓ	44	4,752	4,752		18ℓ/基
緩効性肥料	1.5	kg	565	847	847		250g/基
鉢底ネット	6.0	枚	30	180	180		
ハナミズキ（赤）	2.0	本	19,750	39,500	39,500		高木（H2.5）
ライラック	2.0	本	3,400	6,800	6,800		中木（H1.5）
ホワイトソルトブッシュ	4.0	本	1,800	7,200	7,200		低木
アベリアホーブレイズ	6.0	本	1,000	6,000	6,000		低木
カレックス	4.0	本	400	1,600	1,600		多年草
ヒューケラ	8.0	本	400	3,200	3,200		多年草
⑥ 表示板	1.0	式	10,000	10,000	10,000		
ウッドベンチ	2.0	基	15,000	30,000	30,000		
ガーデニング用じょうろ	2.0	個	1,000	2,000	2,000		
剪定ばさみ	1.0	個	1,200	1,200	1,200		
設置作業費	1.0	式	30,000	30,000	30,000		
運搬搬入費	1.0	式	30,000	30,000	30,000		
計	①			489,479	489,479		
⑦ 諸 経 費	②			122,369	122,369		
小 計	③=①+②			611,848	611,848		
⑧ 消 費 税	④=③*0.1			61,184	61,184		
合 計	⑤=③+④			673,032	673,032		
⑨ 補助金交付申請額	⑥=⑤(千円未満切り捨て)			-	673,000	-	

低木植栽を申請団体が実施せず、造園業者等が施工する場合、補助対象外の欄にその経費を記載してください。

【作成上の留意事項】

No	項目	留意事項
A	項目・名称	<input type="checkbox"/> 植物や培養土等の種類、名称が記載されているか <input type="checkbox"/> 施工費については、施工内容が分かるような具体的な記載となっているか
B	数 量	<input type="checkbox"/> 数量は、原則として、 <u>整数又は小数点 1 位までの記載</u> としているか (端数は、切り捨てで処理してください。)
C	金 額	<input type="checkbox"/> 金額に、小数点以下の端数が出る場合、切り捨てているか
D	補助対象・ 補助対象外	<input type="checkbox"/> 各経費を補助対象経費と補助対象外経費に分けているか (補助対象経費については、募集案内 7～10 頁で確認してください。) <input type="checkbox"/> 補助対象外経費も記載しているか
E	備 考	<input type="checkbox"/> <u>用品類については、商品名・型番等を記入</u> しているか <input type="checkbox"/> 土壌改良材、工事等の数量の算出根拠を記入しているか
F	表 示 板	<input type="checkbox"/> <u>県民緑税を利用した事業である旨を表示する表示板の経費</u> を記入しているか <input type="checkbox"/> 1 万円(消費税抜き)以下であるか
G	諸 経 費	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る諸経費のみを補助対象としているか (造園業者等に工事施工を発注する場合に限ります。)
H	消 費 税	<input type="checkbox"/> 消費税は小数点以下の端数を切り捨てているか (切り捨てによる端数調整は、補助対象外経費で行ってください。) <input type="checkbox"/> <u>申請者が消費税の課税事業者である場合、補助対象外経費</u> としているか
I	補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> 千円未満の端数は切り捨てているか <input type="checkbox"/> <u>補助金交付申請額が補助限度額以内であるか</u> <u>(※限度額 400 万円 ただし、プランター1 基あたりの限度額 30 万円)</u>
—	そ の 他	<input type="checkbox"/> <u>じょうろ等の用品や肥料はカタログの写し等を添付</u> しているか (参考資料として提出してください。)

参 考

- 内訳書作成例に記載の項目以外でも以下のような経費が補助対象となる場合があります。
  - 詳細は、県担当課までお問い合わせください(33 頁参照)。
- 例) ・埋設型スプリンクラー、タイマー
- ・樹木のネームプレート
  - ・水道設備 (散水のために新たに必要となる水道管敷設や貯水槽等を含む。)

## 2-4. 内訳書の作成例（個人・法人等が公共用地でプランター緑化を実施の場合）

- 個人・法人等が公共用地で実施する場合の作成例です。
- 植栽場所については、原則としてアスファルト舗装等のため地植えが困難であり、公共用地及びそれと一体となって利用できる場所とします。
- 下記は作成例ですので、項目、単価はこのとおりでなくて構いません。
- 住民団体が実施の場合と補助対象・補助率などが異なりますので、ご注意ください。

※以下の単価は参考です。

個人・法人等用

県民まちなみ緑化事業補助金交付申請に係る見積内訳書（標準様式）

A項目・名称	B数量	C単位	D単価	E金額		F備考
				補助対象	補助対象外	
コンクリート製プランター	6.0	基	49,400	296,400	296,400	W1200×D400×H420 1692
培養土	792.0	ℓ	25	19,800	19,800	132ℓ/基
鉢底石	108.0	ℓ	44	4,752	4,752	18ℓ/基
緩効性肥料	1.5	kg	565	847	847	250g/基
鉢底ネット	6.0	枚	30	180	180	
ハナミズキ（赤）	2.0	本	19,750	39,500	39,500	高木（H2.5）
ライラック	2.0	本	3,400	6,800	6,800	中木（H1.5）
ホワイトソルトブッシュ	4.0	本	1,800	7,200	7,200	低木
アベリアホープレイズ	6.0	本	1,000	6,000	6,000	低木
カレックス	4.0	本	400	1,600	1,600	多年草
ヒューケラ	8.0	本	400	3,200	3,200	多年草
⑦ 表示板	1.0	式	10,000	10,000	10,000	
ウッドベンチ	2.0	基	15,000	30,000	30,000	
ガーデニング用じょうろ	2.0	個	1,000	2,000	2,000	
剪定ばさみ	1.0	個	1,200	1,200	1,200	
設置作業費	1.0	式	30,000	30,000	30,000	
運搬搬入費	1.0	式	30,000	30,000	30,000	
計	①			489,479	489,479	
⑧ 諸経費	②			122,369	122,369	
小計	③=①+②			611,848	611,848	
⑨ 消費税	④=③*0.1			61,184	61,184	
合計	⑤=③+④			673,032	673,032	
⑩ 補助対象計	⑥			611,848	611,848	
⑪ 補助金交付申請額	⑦=⑥/2（千円未満切り捨て）			305,000	305,000	

見積書の表紙の額と合致します。

消費税が補助対象の場合：⑤  
消費税が補助対象外の場合：③

【作成上の留意事項】

№	項目	留意事項
A	項目・名称	<input type="checkbox"/> 緑地整備にかかるすべての項目について記載されているか <input type="checkbox"/> 植物や培養土等の種類、名称が記載されているか <input type="checkbox"/> 施工費については、施工内容が分かるような具体的な記載となっているか
B	数 量	<input type="checkbox"/> 数量は、原則として、整数又は小数点 1 位までの記載としているか (端数は、切り捨てで処理してください。)
C	金 額	<input type="checkbox"/> 金額に、小数点以下の端数が出る場合、切り捨てているか
D	補助対象・ 補助対象外	<input type="checkbox"/> 各経費を補助対象経費と補助対象外経費に分けているか (補助対象経費については、募集案内 7～10 頁で確認してください。) <input type="checkbox"/> 補助対象外経費も記載しているか
E	備 考	<input type="checkbox"/> 用品類については、商品名・型番等を記入しているか <input type="checkbox"/> 土壌改良材、工事等の数量の算出根拠を記入しているか
F	表 示 板	<input type="checkbox"/> 県民緑税を利用した事業である旨を表示する表示板の経費を記入しているか <input type="checkbox"/> 1 万円(消費税抜き)以下であるか
G	諸 経 費	<input type="checkbox"/> 自主施工の場合に計上していないか (造園業者等に工事施工を発注する場合に限り計上できます。)
H	消 費 税	<input type="checkbox"/> 消費税は小数点以下の端数を切り捨てているか
I	補 助 対 象 計	<input type="checkbox"/> 申請者が消費税の課税事業者の場合、③と同額となっているか <input type="checkbox"/> 申請者が消費税の課税事業者でない場合、⑤と同額となっているか
J	補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> ⑥×1/2 の金額とし、千円未満の端数は切り捨てているか <input type="checkbox"/> 補助金交付申請額が補助限度額以内であるか (※限度額 250 万円 ただし、プランター1 基あたりの限度額 15 万円)
—	そ の 他	<input type="checkbox"/> じょうろ等の用品や肥料はカタログの写し等を添付しているか(参考資料として提出してください。)

参 考

- 内訳書作成例に記載の項目以外でも以下のような経費が補助対象となる場合があります。
  - 詳細は、県担当課までお問い合わせください(33 頁参照)。
- 例)・埋設型スプリンクラー、タイマー
- ・樹木のネームプレート
  - ・水道設備 (散水のために新たに必要となる水道管敷設や貯水槽等を含む。)

## 添付書類⑥ 債権者登録書 オンライン申請

- 過去に債権者登録をされ、登録内容に変更がない場合は不要です。  
(ただし、2年間利用がない場合、登録が削除されている場合があります。)
- 補助金の振込口座の登録のために必要となります。
- 令和5年度よりオンライン申請になりました。  
下記ホームページサイトより申請下さい。  
申請システム：<https://a-hyogo.pref.hyogo.lg.jp/>
- 操作方法がご不明な場合は、下記サイトより詳細なマニュアルを掲載しています。  
申請操作マニュアル：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/documents/saiken01.pdf>
- ※ 従来同様紙での申請も可能です。申請方法は口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号、預金種別がわかる通帳の写し(表紙+次ページ)を添付してください。
- 本人確認書類を添付しない場合は、債権者登録書に押印が必要です。

**原則 オンライン申請 になりました！！**



【記入例】

この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出してください。

債権者登録書

改正日：令和3年1月1日

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	※1 変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 氏名・法人名の変更 <input type="checkbox"/> 電話番号（代表）の変更 <input type="checkbox"/> 振込先の変更 <input type="checkbox"/> その他（口座名義の変更）		
(フリガナ) 住所（所在地）	※2 変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の欄は全て記載してください。		
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名	○金融機関の通帳等の名義人欄を転記してください。 ○ゆうちょ銀行の場合、「支店名」欄、「支店番号」欄、「口座番号」欄には、通帳の冒頭部の「銀行使用欄」に記載されている「店名」、「店番」、「口座番号」を記載してください。		
郵便番号	電話番号（代表）		
経理担当者氏名	（連絡先電話番号： - - ）		
記入者氏名	（連絡先電話番号： ） （電子メール： ）		
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払（口座振込） ・ 3 隔地払（送金通知書） ・ 4 隔地払（振替払出証書）		
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	銀行 (金庫)	支店	支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5]
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合   2 当座   4 貯蓄   9 その他（ ）		
金融機関・支店番号	口座番号	支払方法が「2」の場合記入	
(フリガナ) 口座名義人			

公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入

(フリガナ) 別口普通預金口座	銀行 (金庫)	支店	前払金専用口座登録時の注意（兵庫県機関向）
金融機関・支店番号	口座番号	(普通)	
(フリガナ) 口座名義人	記入不要です。		

○本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。  
 ○法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。



上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。

令和〇〇年6月1日

兵庫県あて

住所（所在地）  
氏名又は法人名等  
代表者の職氏名

※1 登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注3・事項6を参照。

※2 本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。

【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等

【登録者が個人の場合】・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証

任意団体（住民団体等）は代表者の個人印を押印してください。

## 添付書類⑦ 概算払理由書

- 工事代金支払前に補助金の概算払請求をする予定の場合のみご提出ください。  
概算払については、30 頁参照  
(自己資金により工事代金を支払った後、補助金の交付を受ける場合は不要です。)

様式第 1 号の 5 (第 1 2 条の 2 関係)

※事業実施箇所が神戸市内の場合は、「兵庫県知事」宛にしてください。

令和〇〇年 6 月 1 日

△△県民局長 様  
(市町経由)

(申請者)

住 所 □□市〇〇町 1 - 2 - 3

団体等名称 〇〇町自治会

代表者職氏名 会長 兵庫 太郎

電 話 ( 〇〇〇 ) ××× - □□□□ 番

電 子 メ ー ル □□□□@△△△.ne.jp

申請書提出日を記入  
してください。

概 算 払 理 由 書

令和〇〇年 6 月 1 日付けにより申請する県民まちなみ緑化事業について、概算による補助金の交付を受けたいので、県民まちなみ緑化事業実施要領第 1 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、理由書を提出します。

記

概算払による補助金の交付を受けようとする時期・理由

当自治会は、主に加入者からの自治会費により運営していますが、美化活動や防犯ど、平素の活動に必要な分のみしか徴収していないため、今回の緑化工事に必要な資金がありません。  
よって、緑化工事の終了予定である令和〇〇年 12 月に概算払いによる補助金の交付を希望します。

概算払による補助金の交付を受けようとする時期・理由を記入してください。  
概算払による補助金の交付を受けることができる時期は、工事代金が確定した時点(工事完了時点、または概ね工事が完了した時点)を原則とします。

## 添付書類⑧ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書

- 申請者が暴力団等に該当しない旨等の誓約書をご提出ください。

様式第1号の2（第3条関係）

### 誓 約 書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。  
なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

#### 記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
- (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
  - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
  - (3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としなすこと。
  - (4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
- (1) 兵庫県まちづくり部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者等又は間接補助事業者等の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

- (2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

令和〇〇年6月1日

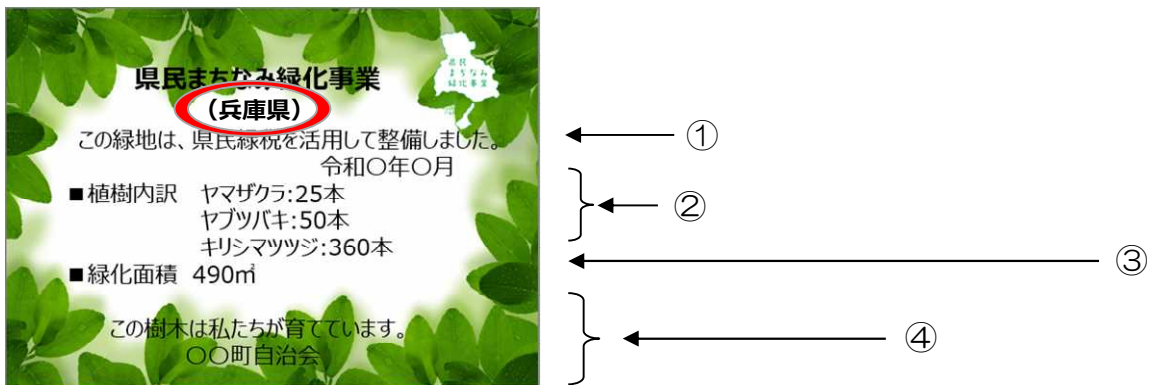
兵 庫 県 知 事  
齋 藤 元 彦 様

住 所 □□市〇〇町1-2-3  
団 体 名 〇〇町自治会  
代表者名 会長 兵庫 太郎  
電 話 (〇〇〇) ××× - □□□□ 番  
電子メール □□□□@△△△.ne.jp

## [参 考] 表示板の例

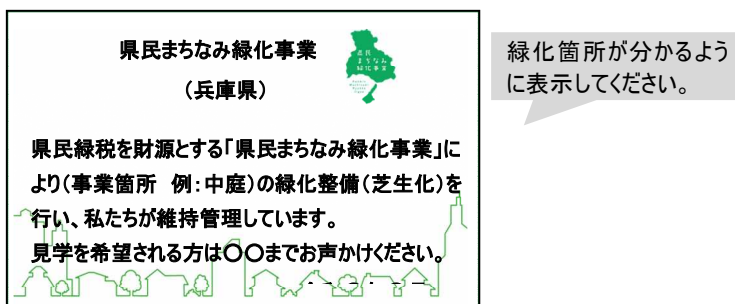
- 事業実施箇所が、県民緑税を活用して整備した箇所であることを明らかにするため、表示板を設置し、兵庫県の名称を入れてください。
- 設置位置は、事業実施箇所又はその付近で、公衆の目に付くところとしてください(作成例 1)。なお、事業実施箇所又はその付近が公衆の目に付くところでない場合は、事業実施箇所が分かる内容の表示板を公衆の目に付くところに設置してください(作成例 2)。
- 表示板の材質は任意ですが、耐久性があるものにしてください。  
(事業完了後、最低でも 5 年間は劣化しないものとしてください。)
- 表示板は固定式のものとし、大きさは、原則として、B4 サイズ以上のものとしてください。
- 表示板の作成例は以下のとおりです。表示板への記載内容は作成例を基本とし、植栽内容に応じて付け加えても構いません。
- 背景には植栽内容に応じたイラストを付け加えるなど、通行者の目に留まる工夫を施すようにしてください。背景のデザイン例を県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。
- 実際にデザインされた表示板を県ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

### 【作成例 1】緑化箇所付近に設置する場合(樹木による植栽の場合)



- ① 事業(植樹)を完了した年月
- ② 植樹の内訳  
樹種が多くすべてを記載できない場合は、代表的な樹種や本数の多い樹種を記載し、その他のものは「他:〇〇本」としてください。
- ③ 実施箇所の緑化面積(実績報告書に記載の面積)
- ④ 申請団体名

### 【作成例 2】緑化箇所と表示板設置位置が離れている場合 (事業実施箇所付近が公衆の目につくところでない場合)



### 3 実績報告書の作成について

- 提出先 市町の緑化担当課(「募集案内」26頁をご覧ください。)
- 提出期間 **補助事業完了後 30 日以内**(最終:提出先の県民局等が別途指定する期日まで)
- 提出部数 原本1部、写し2部 (計3部)
- 提出書類 下表の報告書及び添付書類をご提出ください。

なお、場合によっては、追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

提出書類	留意事項	記入例
県民まちなみ緑化事業実績報告書	<input type="checkbox"/> 書式は所定のものか <input type="checkbox"/> 記入もれはないか	28 頁
① 県民まちなみ緑化事業報告書	<input type="checkbox"/> 書式は所定のものか <input type="checkbox"/> 記入もれはないか <input type="checkbox"/> 交付決定内容と差異はないか (差異がある場合、変更交付申請が必要となります。)	29 頁
② 緑化整備図	<input type="checkbox"/> 事業完了後の緑化内容が分かるものか ・申請時から変更がなければ、申請時の計画図のコピーで可 ・ご不明な場合は、施工業者にご相談ください	—
③ 写 真	<input type="checkbox"/> 全体、施工箇所ごとの施工前と施工後が対比できるものか <input type="checkbox"/> 植物及びその他材料の名称、数量・サイズ等が分かるものか <input type="checkbox"/> 特に、完成後、見えなくなる材料は、使用後の空袋や設置・混入等の使用状況が分かるものか <input type="checkbox"/> 掘削、路盤工、転圧等の各工程の施工状況が分かるものか <input type="checkbox"/> 運搬、撤去処分等が補助対象となっている場合、ダンプ等による搬出入の状況が分かるものか <input type="checkbox"/> (住民団体で実施の場合) 県民の参画・協働の様子がわかる写真があるか <input type="checkbox"/> 表示板の写真はあるか ・ご不明な場合は、施工業者にご相談ください	—
④ 業者からの請求書 及び 領収書の写し	<input type="checkbox"/> 業者からの請求書及び領収書のどちらもあるか <input type="checkbox"/> 経費の内訳の分かる書類を添付しているか ・ご不明な場合は、施工業者にご相談ください	—

◆書式が指定のもの(実績報告書、①)は県ホームページよりダウンロードできます。

◆また、任意様式のもの(④の内訳書)についても、参考例を県ホームページよりダウンロードできます。

[ホームページアドレス] [http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20\\_000000005.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html)

令和6年度 県民まちなみ緑化事業

検索



## 県民まちなみ緑化事業実績報告書

様式第5号の1（第10条関係）

※事業実施箇所が神戸市内の場合は、「兵庫県知事」宛にしてください。

令和〇〇年 1 月 10 日

△△県民局長 様  
(市町経由)

市役所(町役場)へ  
提出する日付を記入

(申請者)

住 所 □□市〇〇町1-2-3

団体等名称 〇〇町自治会

代表者職氏名 会長 兵庫 太郎

電 話 ( 〇〇〇 ) ××× - □□□□ 番

電 子 メール □□□□@△△△.ne.jp

補助金交付決定通知書  
の右上の日付と番号を  
記入してください。

県民まちなみ緑化事業実績報告書

令和〇〇年6月30日付け〇△第××××号により交付決定（ 年 月 日付け  
第 号で変更承認）のあった標記事業について、下記のとおり完了しましたので、県民ま  
ちなみ緑化事業実施要領第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて します。

記

( )内は、変更交付申請を  
していなければ、記載は不要です。

1 補助の種別 一般緑化

補助金交付決定通知書に記載の金額を記入してください。

2 交付決定額 金1,601,000円

3 実績報告額 金1,601,000円

4 緑化の概要 別紙「県民まちなみ緑化事業報告書」のとおり

(添付書類)

- ① 県民まちなみ緑化事業報告書（様式第5号の3）
- ② 緑化整備図
- ③ 写真（緑化後のもの、植樹活動風景、緑化資材（肥料、土壌改良材）の空袋等）
- ④ 業者からの請求書及び領収書の写し（経費の内訳が分かる書類を添付してください。）

同一敷地で複数の補助の種別を実施した場合、その複数の種別をまとめて報告することもできます。  
その場合、交付決定額及び実績報告額は合計額及び補助種別ごとの内訳を記入してください。  
また、経費の内訳が分かる書類は補助種別ごとに内訳が確認できるものを添付してください。

添付書類① 県民まちなみ緑化事業報告書

様式第5号の3

県民まちなみ緑化事業報告書

1 申請団体（者）について

申請者	郵便番号	〇〇〇-□□□□		
	住所	□□市〇〇町1-2-3		
	団体等名称	〇〇町自治会		
	代表者職氏名	会長 兵庫 太郎		
	電話番号	〇〇〇-×××-□□□□		
申請者の連絡先	郵便番号	〇〇〇-□□□□		
	住所	□□市〇〇町4-5-6		
	担当者名	神戸 次郎		
	電話番号	〇〇〇-△△△-××××	携帯電話	□□□-×××-〇〇〇〇
	FAX番号	〇〇〇-△△△-××××	メールアドレス	〇〇〇〇@×××.◇◇.ne.jp

申請団体（者）のご担当者を記入してください。（請負業者の方ではありません。）

できるだけ携帯電話の番号も記入してください。

2 緑化内容等について

実施箇所	所在地	□□市〇〇町45番地
	名称・概要	□□市の所有地である〇〇池南側の広場
□補助金交付申請時の事業計画からの変更の有無： (無し)		
緑化内容	植栽の場合 (樹木、多年草)	植樹本数 435本 (内訳： 高木 25本 中木 50本 低木 360本)
		プランター設置数 基 (内訳： 高木 本 中木 本 低木 本 多年草 有・無)
		緑地面積 490 m <sup>2</sup> (樹木 490m <sup>2</sup> 多年草 m <sup>2</sup> )
	芝生化の場合	芝生化面積 m <sup>2</sup>
事業期間	令和〇〇年11月15日～令和〇〇年12月15日	

変更がある場合、変更承認申請が必要な場合があります。県担当課にお問い合わせください。

“業者への苗木等発注日”～“業者からの領収書発行日”を記入してください。なお、事業期間の開始は、交付決定日以降となります。

3 経費精算報告

① 総事業費	1,631,649 円
② 補助対象経費	1,631,649 円
③ 実績報告額 (交付決定額)	( 1,601,000 円)
④ 概算払による既受領額	1,601,000 円
⑤ 精算額 (受領済み補助金額)	0 円

補助金対象とならないものも含めた総事業

ご不明な場合は県担当課に確認ください。

様式5号の1の「3」の金額

様式5号の1の「2」の金額

概算払により既に補助金を受領している場合、その受領した金額を記入してください。概算払を受けていなければ、「0円」となります。

③から④を控除した額を記載してください。

通常、概算払を受けていれば、「0円」

” を受けていなければ、「③と同額」となります。

## 4 補助金支払請求書の作成について

### 1. 概算払による補助金支払請求をする場合

- 提出先 県民局(県民センター)まちづくり建築課  
ただし、事業箇所が神戸市の場合、県庁都市政策課
- 提出期間 工事完了後、または概ね工事が完了し、施工業者からの請求金額が確定した後
- 提出部数 原本1部
- 提出書類 補助金支払請求書(様式第6号)及び施工状況が分かる写真  
なお、場合によっては、追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

#### 【概算払について】

- 県からの補助金は、緑地整備が完了し、申請者が施工業者へ工事代金の支払を済ませた後に交付すること(精算払)を原則とします。
- しかし、住民団体で手持ち資金がないなどの理由で、補助金受領前に施工業者へ工事代金を支払うことができない場合、工事代金支払前であっても概算払による補助金の交付を受けることができます。
- 概算払による補助金の交付を希望する場合、申請時に「⑦概算払理由書」をご提出ください。(24頁参照)
- 工事完了後、または概ね工事が完了し、施工業者からの請求金額が確定した後、補助金支払請求書(様式第6号)を提出してください(31頁参照)。

### 2. 精算払による補助金支払請求をする場合(実績報告と併せて提出)

- 提出先 市町の緑化担当課
- 提出期間 補助事業完了後30日以内  
(最終:県民局(県民センター)または県庁が別途指定する期日まで)
- 提出部数 原本1部
- 提出書類 補助金支払請求書(様式第6号)  
実績報告書と併せて補助金支払請求書を提出してください。  
なお、場合によっては、追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。



# 県民まちなみ緑化事業補助金支払請求書

様式第6号（第10条、第12条の2関係）

※事業実施箇所が神戸市内の場合は、「兵庫県知事」宛にしてください。

令和 年 月 日

△△県民局長 様  
(市町経由)

・概算払の場合：提出日を記載してください。  
・精算払の場合：補助金交付額確定後に当方で記載しますので、空欄としてください。

(請求者) 住 所 □□市〇〇町1-2-3  
 団体等名称 〇〇町自治会  
 代表者職氏名 会長 兵庫 太郎  
 (発行責任者) 氏 名 兵庫 太郎  
 電 話 ( 〇〇〇 ) ××× - □□□□ 番  
 電子メール □□□□@△△△.ne.jp  
 (担当者) 氏 名 神戸 次郎  
 電 話 ( 〇〇〇 ) △△△△ - ×××× 番  
 電子メール 〇〇〇〇@×××.◇◇.ne.jp

県民まちなみ緑化事業補助金支払請求書

金1,631,000円也

上記のとおり、県民まちなみ緑化事業実施要領第10条第1項（第12条の2第2項）の規定に基づき、請求します。なお、補助金は下記金融機関口座に振り込み願います。

金融機関名	〇〇〇〇銀行	預金の種類	普通・総合
支店名	△△△支店	口座番号	1234567
支店番号	567	(フリガナ) 口座名義人	〇〇町自治会 会長 兵庫 太郎

※概算払の場合、施工状況の分かる写真を添付してください。

※振込先がゆうちょ銀行の場合、「支店名」欄、「支店番号」欄、「口座番号」欄には、通帳の冒頭部の「銀行使用欄」に記載されている「店名」、「店番」、「口座番号」を記載してください。

※県記入欄（これより下は記入しないでください。）

・補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円（概算払のとき） 年 月 日 第 号  
 ・補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円（精算払のとき） 年 月 日 第 号  
 ・既受領額 \_\_\_\_\_ 円  
 ・今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

## 補助金受領に関する委任状

- 申請者名義の口座に振込の場合は不要です。
- 申請者と補助金振込の口座名義人が異なる場合に必要となります。  
補助金の受領を委任できるのは、団体の会計担当者等、申請団体の構成員に限ります。  
よって、工事施工業者やその他の第三者に補助金の受領を委任することはできません。
- 様式は任意です。以下の例を参考に作成してください。

【例】〇〇町自治会が、補助金の受領を  
自治会会計担当者の 緑 花子 に委任する場合の例

令和 年 月 日

### 委 任 状

※事業実施箇所が神戸市内の場合は、「兵庫県知事」宛にしてください。

△△県民局長 様

#### [委任者]

住 所 □□市〇〇町 1 - 2 - 3

団体等名称 〇〇町自治会

兵  
庫

代表者氏名 会 長 兵 庫 太 郎

印

委任状には押印が必要です。

私は、下記の者に、兵庫県から支払われる「県民まちなみ緑化事業補助金」の受領を委任します。

記

#### [受任者]

住 所 □□市〇〇町 7 - 8 - 9

氏 名 緑 花 子

## 5 問い合わせ先

### (1) 問い合わせ先・担当課

実施箇所	問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市	まちづくり部 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区 下山手通 5-10-1	078(362)3564
尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	阪神北県民局 宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665-8567	宝塚市旭町 2-4-15	0797(83)3191
明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	東播磨県民局 加古川土木事務所 まちづくり建築課	675-8566	加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	079(421)9402
西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町	北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	673-1431	加東市社字西柿 1075-2	0795(42)9409
姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	中播磨県民センター 姫路土木事務所 まちづくり建築第1課	670-0947	姫路市北条 1-98	079(281)9313
豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課	668-0025	豊岡市幸町 7-11	0796(26)3757
丹波篠山市 丹波市	丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	669-3309	丹波市柏原町 柏原 688	0795(73)3860
洲本市 南あわじ市 淡路市	淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	656-0021	洲本市塩屋 2-4-5	0799(26)3247

## (2) 市町の緑化担当課

所管	市町担当課	郵便番号	所在地	電話番号
本 庁	神戸市公園部魅力創造課	651-0084	神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5F	078(595)6462
阪神北 県民局	上坂部西公園 緑の相談所	661-0011	尼崎市東塚口町 2-2-1	06(6426)4022
	西宮市花と緑の課	662-8567	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所第二庁舎 9F	0798(35)3682
	芦屋市道路・公園課	659-8501	芦屋市精道町 7-6	0797(38)2470
	伊丹市みどり自然課	664-8503	伊丹市千僧 1-1	072(780)3521
	宝塚市公園河川課	665-8665	宝塚市東洋町 1-1	0797(77)2021
	川西市公園緑地課	666-8501	川西市中央町 12-1	072(740)1185
	三田市公園みどり課	669-1595	三田市三輪 2-1-1	079(559)5110
	猪名川町都市政策課	666-0292	猪名川町上野字北畑 11-1	072(766)8704
東播磨 県民局	明石市緑化公園課花と緑の学習園	673-0005	明石市小久保 1 丁目 10-3	078(924)6111
	加古川市公園緑地課	675-8501	加古川市加古川町北在家 2000	079(427)9271
	高砂市都市政策課	676-8501	高砂市荒井町千鳥 1-1-1	079(443)9033
	稲美町都市計画課	675-1115	稲美町国岡 1-1	079(492)7900
	播磨町土木課	675-0182	播磨町東本荘 1-5-30	079(435)2365
北播磨 県民局	西脇市都市計画課	677-8511	西脇市下戸田 128-1	0795(22)3111
	三木市都市政策課	673-0492	三木市上の丸町 10-30	0794(82)2000
	小野市まちづくり課	675-1380	小野市中島町 531	0794(63)1000
	加西市都市計画課	675-2395	加西市北条町横尾 1000	0790(42)8753
	加東市都市政策課	673-1493	加東市社 50	0795(43)0510
	多可町建設課	679-1192	多可町中区中村町 123	0795(30)0855
中播磨 県民センター	姫路市公園緑地課	670-8501	姫路市安田 4-1	079(221)2412
	相生市都市整備課	678-8585	相生市旭 1-1-3	0791(23)7135
	たつの市都市計画課	679-4192	たつの市龍野町富永 1005-1	0791(64)3163
	赤穂市都市計画課	678-0292	赤穂市加里屋 81	0791(43)6827
	宍粟市住宅土地政策課	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬 133-6	0790(63)3106
	神河町ひと・まち・みらい課	679-3116	神河町寺前 64	0790(34)0002
	市川町企画政策課	679-2392	市川町西川辺 165-3	0790(26)1010
	福崎町まちづくり課	679-2280	福崎町南田原 3116-1	0790(22)0560
	太子町まちづくり課	671-1592	太子町鶯 280-1	079(277)5992
	上郡町建設課	678-1292	上郡町大持 278	0791(52)1117
	佐用町農林振興課	679-5380	佐用町佐用 2611-1	0790(82)0667
但 馬 県民局	豊岡市都市整備課	668-8666	豊岡市中央町 2-4	0796(23)1712
	養父市環境推進課	667-0198	養父市広谷 250-1	079(664)2033
	朝来市都市政策課	669-5292	朝来市和田山町東谷 213-1	079(672)6127
	香美町建設課	669-6592	香美町香住区香住 870-1	0796(36)1961
	新温泉町建設課	669-6792	新温泉町浜坂 2673-1	0796(82)3115
丹 波 県民局	丹波篠山市地域計画課	669-2397	丹波篠山市北新町 41	079(552)1118
	丹波市都市住宅課	669-4192	丹波市春日町黒井 811	0795(74)2364
淡 路 県民局	洲本市生活環境課	656-8686	洲本市本町 3-4-10	0799(24)7607
	南あわじ市都市政策室	656-0492	南あわじ市市善光寺 22-1	0799(43)5214
	淡路市生活環境課	656-2292	淡路市生徳新島 8	0799(64)2523

兵庫県 まちづくり部 都市政策課 緑化政策班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
TEL:078-362-3563 / FAX:078-362-9487  
ホームページ:[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20\\_000000005.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html)

令和6年度 県民まちなみ緑化事業

検索



